

市民文化局人材育成推進委員会要綱

(目的)

第1条 市民文化局職員が自発的に人材育成・能力開発に努めるよう、局内職員の意見を広く採り入れ、局として総合的な人材育成推進体制を整備するため、市民文化局人材育成推進委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査、検討するものとする。

- (1) 職員自らが積極的に育成・能力開発するための職場環境づくりに関すること
- (2) 局の研修計画と研修の効果に関すること
- (3) 心身ともに健康でいるための職場環境づくりに関すること
- (4) 職員を育成し、職場を活性化させるような人事異動のあり方に関すること
- (5) 前4号に定めるもののほか、人材育成推進に関すること

(組織)

第3条 委員会は、すべての所属から、性別や年齢、職位が偏らないように選出された職員で組織する。

- 2 委員長は、市民生活部長とする。
- 3 委員は、所属長から推薦された職員とし、各所属1名以上とする。

(委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長は委員会を招集する。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、市民生活部庶務課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。